

広島県告示第四百五十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十二条第一項の規定によって、漁業権を
令和元年六月二十八日次のとおり変更免許した。

令和元年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許番号

共第二百七十六号

二 免許の内容

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第四種共同漁業	たい寄魚漁業	四月一日から二月三十一日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

豊田郡大崎上島町沖浦地先

(2) 区域

次の一アを結んだ直線とアイを距岸四百メートルで結んだ線とイニを結んだ直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点一 沖浦中の浦鼻

基点二 沖浦観音鼻

ア 一から愛媛県今治市福島西端を見通す線と距岸四百メートルの線との交点

イ 二から今治市小大下島明神鼻を見通す線と距岸四百メートルの線との交点

三 存続期間

令和元年六月二十八日から令和五年八月三十一日まで